

## 経営管理権集積計画

### 1 個別事項

整番 理 号 R05-05	経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 下関市		(名前) 前田 普太郎		(所在地) 山口県下関市南部町1番1号 (住所又は所在地) [REDACTED]	
	経営管理権を設定する森林の [REDACTED] 森林所有者（甲）		(氏名又は名称)			
	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）		経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期） (B)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があるべき金銭（D）の額の算定方法	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	
					現況 樹種 現況 林齡	
1	下関市大字小月 町字堂迫	10326	1165 50-1	山林	0.5810	ヒノキ 44
			1165 50-3			ヒノキ 43
			1165 50-2			その他広葉樹 (ヒノキ) 68
			1165 41-0			スギ 58
			1165 40-3	山林	1.3387	ヒノキ 61
2	下関市大字小月 町字堂迫	10341-1	1165 43-2			スギ 57
			1165 42-0			スギ 90

備考  
経営管理権は別添のとおり

別添3参照

支払うべき時期、相手方及び方法

別添2参照

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

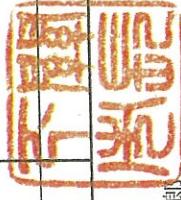
別添1参照

経営管理権を設定した日を翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで  
(2029.3.31)

乙が經營管理権の設定を受ける森林 (A)							經營管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考	
1 下関市大字小月 町字堂迫			1165	50-1			ヒノキ	44					
		10326	1165	50-3	山林	0.5810	ヒノキ	43					
			1165	50-2			その他の樹種 (ヒノキ)	68					
			1165	41-0			スギ	58					
			1165	40-3	山林	1.3387	ヒノキ	61					
2 下関市大字小月 町字堂迫		10341-1	1165	43-2			スギ	57					
			1165	42-0			スギ	90					

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける市町村 (乙)  
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 前田 晋太郎  
住 所 (同上)



- (記載注意) (1) この個別事項は、經營管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めること。  
 (3) 变更となった場合は、新たな森林所有者との面積が著しく事実と相違する場合には、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、林地台帳に記載することとし、林地台帳に記載することとし、1筆の一部の面積を記載することとし、当該森林の面積を示す図面を示す旨を記載すること。  
 (4) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を示す旨を記載すること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

- (1) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 曲書きで下段に2段書きにすること。  
 (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受けた者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それに設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対する監督責任のみを負う。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権を有しなくなった場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定める事項により設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
  - この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第3者から当該立木について除去等を行ふことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権者が設定されたときには経営管理実施権者）甲に対しても販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

## 別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林							経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容						
所在	地番	林班	小班	○ 経営管理実施権は設定しない。									
下関市大字小月町字堂迫	10326	11165	50-1 50-3 50-2	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。									
下関市大字小月町字堂迫	10341-1	11165	41-0 40-3 43-2 42-0	○ 間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。									

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法							
所在	地番	林班	小班	○ 経営管理実施権は設定しない。	○ 間伐に要する経費は乙が負担し、木材の販売収益が得られた場合には本経費に充当する。なお、森林環境譲与税等を活用して全額公費負担で間伐を実施する場合には利益を還元しない。				
下関市大字小月町字堂迫	10326	1165	50-1 50-3 50-2						
下関市大字小月町字堂迫	10341-1	1165	41-0 40-3 43-2 42-0						

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権は設定しない。)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

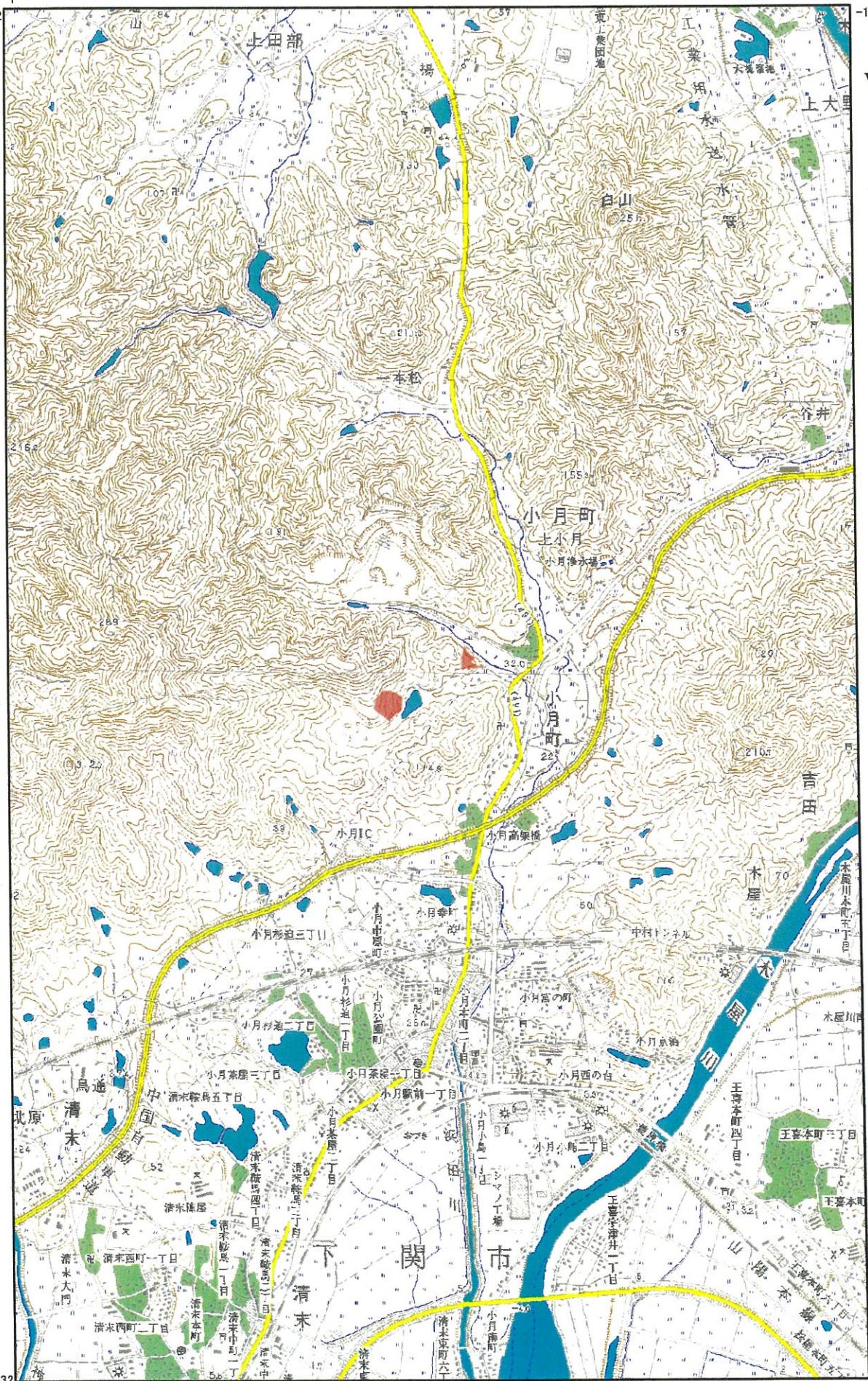
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

# 位置図

R05-05

-208,650  
-106,432

-208,650  
-102,525



1:25,000

0 250 500 750 1,000 メートル

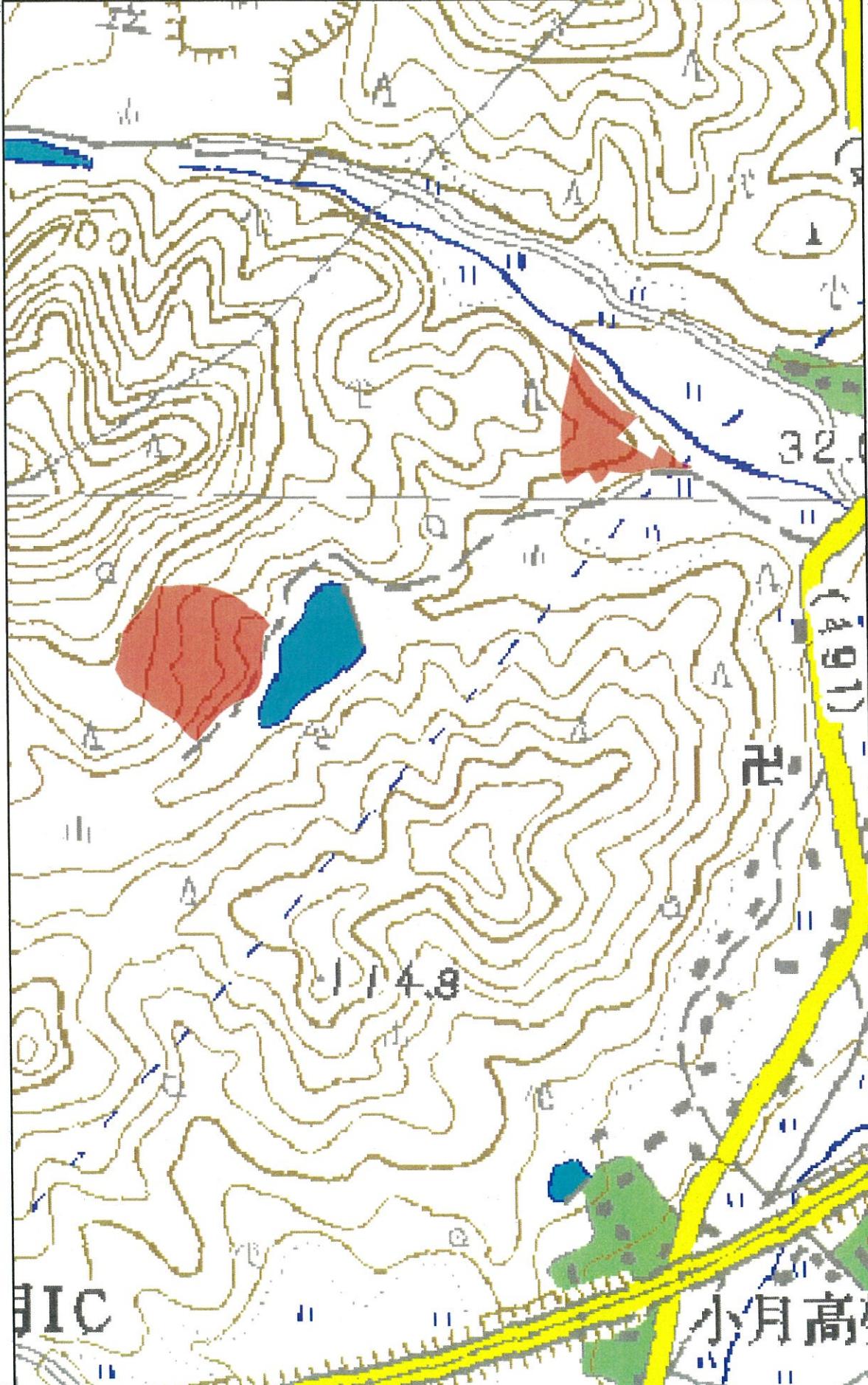
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)、  
数値地図25000(地図画像)、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。(承認番号平29情復、第554号)  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第502)

-211,231

-211,231

-104,852

-104,070



-104,070

-212,480

-212,480

1:5,000

0 50 100 150 200 メートル

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)、  
数値地図25000(地図画像)、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号平29情復、第554号)  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第502)